

和泉監公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき令和5年1月4日に提出された和泉市上下水道部お客さまサービス課措置請求について、同条第5項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和5年3月3日

和泉市監査委員 船富 康次

和泉市監査委員 吉川 茂樹

第1 請求の受付

1 請求人

〇〇 〇〇

2 請求書の提出日

令和5年1月4日

令和5年1月11日（補足資料の提出）

3 請求の内容（原文のまま）

① 誰が

今回の措置要望は、個人や末端組織により発生しているとは思えませんが、組織長の指導不足は免れないと考え、和泉市上下水道部長及びお客様サービス課等の関連の長への措置への請求です。

② いっ、どのような財務会計上の行為を行っているのか。

現時点では、和泉市情報公開条例にて公開（添付資料参照）された情報を分析し、疑いが払拭しきれないデータからその行為の推定証明をしています。しかし、この推定方法は現状の開示資料から誰にも納得出来る情報ではないでしょうか。公権力で下記③の理由で部分不開示を強行主張され財務会計上の収入源を億単位

での減収する行為(徴収の怠り)となっている。(市民と法人共に法や条例及び規則に基づき公平公正な負担を求めるのが行政行為では。)

③ その行為は、どのような理由で違法・不当なのか。

この推定汚水排水料金が担当部課の隠蔽(和泉市情報公開条例 6 条第 1 項第 3 号により部分不開示とされていますが、さらに実施機関の説明では法人の経営上、上下水道使用量及使用料金を開示すると経営状況(売上や来客数)が公開状態となり銀行の資金融資に障害になる恐れがあると、説明される。銀行等の融資調査はその様な単純な要素で決定されるものではありません。なにより、経営当事者の意見を聴くこともなく非開示とされている。これでは、実施機関の独断決定の回避手段である同条例 9 条 5 項の第三者の意見を聴くこともせず、独断不当な主張されている。公共施設の負担金と公共料金の徴収は公平公正で如何なる隠蔽もあってはならない。

更に、この未収金は流域下水道処理代金として他受益者や和泉市が支払う状況の不当に留意されたい。)行為からの未払い推定状況を、最低でも調査権限のある監査委員会で実態確認にて違法・不当(又は順法・正当)の調査認証ください。

④ その決果、どのような損害が市に生じているのか。

推定概算ですが、7 法人で約年間 1 億円の未収損害金ですが、市域内の専用水利用者を綿密調査すれば更なる未収損害金が発掘されそうです。

⑤ どのような措置(防止・是正・損害補償)を請求するのか。

現在の対応組織を再教育と改善し、訴求可能な範囲で、対象法人に請求する。

和泉市情報公開条例にて多くの市民の目で検証可能な状況での公開監視が望まれる。

4 請求の要件審査

地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、受理する。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

「汚水排除量等状況表」(別紙添付)に示す7法人の下水道使用料の賦課徴収事務について、年間約1億円の未収損害金があるか。

なお、汚水排除量等状況表を情報公開請求した結果、和泉市立総合医療センターのみ開示され、他の6法人が開示とならなかったことについての措置請求は、和泉市情報公開条例に関するものであり、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる行為(いわゆる財務会計上の行為)に該当しないため、監査の対象外とした。

2 監査対象部局

上下水道部お客さまサービス課

3 証拠の提出及び請求人の陳述

地方自治法第242条第7項に基づき、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与え、令和5年2月9日に請求人の陳述を実施した。

なお、請求人から追加の証拠の提出があったので受理した。

請求人から提出された証拠及び陳述の要旨は以下のとおりである。

(1) 稼働率の推定

① Web上で公開している「和泉市専用水道一覧」に記載されている和泉市立総合医療センターにおける1日の施設能力は158 m³である。

この和泉市立総合医療センターの1日の施設能力に365日をかけて年間の

施設能力を推定すると 57,670 m³である。

$$\begin{aligned} & \text{和泉市立総合医療センターの1日の施設能力} \times 365 \text{日} \\ & = \text{和泉市立総合医療センターの年間施設能力} \\ & (158 \text{ m}^3 \times 365 \text{ 日} = 57,670 \text{ m}^3) \end{aligned}$$

- ② 汚水排除量等状況表で唯一、数値が開示された和泉市立総合医療センターの令和3年度専用水道の汚水排除量 35,288 m³を①で算出した推定年間施設能力 57,670 m³で除し、和泉市立総合医療センターの専用水道の稼働率を算出した。

$$\begin{aligned} & \text{和泉市立総合医療センターの令和3年度専用水道の汚水排除量} \div \\ & \text{推定年間施設能力} \times 100 = \text{和泉市立総合医療センターの専用水道の稼働率} \\ & (35,288 \text{ m}^3 \div 57,670 \text{ m}^3 \times 100 = 61.2\% \cdots \text{約} 61\%) \end{aligned}$$

他の6法人の数値は開示されていないため、令和3年度の7法人の稼働率は、数値が開示されている和泉市立総合医療センターの数値を参考として約61%と推定した。

(2) 推定合計汚水排除量の算定

- ① 他の6法人のうち、弥生の里温泉とイオン和泉府中店は、簡易水道に切り替わっているため除外した。残りの4法人、すなわち、**①**阪和いずみ病院 **②**エコー和泉 **③**府中病院 **④**三井不動産(株)の年間施設能力を和泉市立総合医療センターと同様の方法で算出し、これに和泉市立総合医療センターの年間施設能力を加えた5法人の年間施設能力の合計は 912,865 m³と推定した。

$$\begin{aligned}
 & \text{①阪和いずみ病院 1日の施設能力} + \text{②エコー和泉 1日の施設能力} \\
 & + \text{③府中病院 1日の施設能力} + \text{④三井不動産(株)1日の施設能力} \\
 & \times 365 \text{日} + \text{和泉市立総合医療センターの年間施設能力} = \text{5法人の年間施設能力} \\
 & \mathbf{【(300 \text{ m}^3 + 273 \text{ m}^3 + 270 \text{ m}^3 + 1,500 \text{ m}^3) \times 365 \text{日} + 57,670 \text{ m}^3 = 912,865 \text{ m}^3】}
 \end{aligned}$$

② 5法人の年間施設能力である 912,865 m³に 5法人の稼働率と推定した約 61%を乗じると、5法人の専用水道の汚水排除量は 556,847 m³と推定される。

(3) 未収料金の推定

推定汚水排除量と汚水排除等状況表で開示された専用水道の 7法人の合計汚水排除量 276,453 m³を比較すると約 2倍となる。

$$\begin{aligned}
 & \text{5法人の年間施設能力} \times \text{令和3年度の5法人の推定稼働率 (和泉市立総合医療センターの令和3年度専用水道の推定稼働率)} \div \text{令和3年度専用水道の7法人の合計汚水排除量} \div \text{推定汚水排除量の数値と開示された7法人の合計汚水排除量の数値の倍数} \\
 & (912,865 \text{ m}^3 \times 61\% \div 276,453 \text{ m}^3 \div 2.01)
 \end{aligned}$$

汚水排除量に約 2倍の差があることから、下水道使用料も同様に約 2倍と推定。7法人の下水道使用料合計が 97,861 千円であるため、約 2億円となり、年間約 1億円の未収料金があると推定される。

(4) 補足

市民が根拠資料として提示できるのは、情報公開請求により開示された資料や実施機関との対面やメールなどで入手した情報だけである。汚水排除量は推定であるが、情報が開示されない現時点では、以上のように未収料金があると判断せざるを得ない。

4 意見書及び関係職員の陳述の要旨

監査にあたり、和泉市長に請求人の請求内容について意見を求め、令和5年1月31日に意見書の提出があった。

また、令和5年2月9日に上下水道部お客さまサービス課の職員の陳述を聴取した。提出された意見書及び関係職員の陳述の要旨は以下のとおりである。

(1) 下水道使用料の賦課徴収について

専用水道施設（上水以外を使用している施設）における汚水排除分（下水道に放流している上水以外）の下水道使用料の賦課徴収については、和泉市下水道条例第19条第3項第2号及び第3号、和泉市下水道条例施行規程第18条第3号並びに和泉市公共下水道排除汚水量の認定に関する要綱第3条第2項に基づき適正に報告された汚水排除量を基に請求している。

具体的に説明すると、下水道使用量は水道使用量とイコールとして計算する。しかし、専用水道は市の水道メーターの管理が及ばず、使用水量の把握ができない。このため、専用水道施設に設置されたメーターを基に使用者から専用水道の使用量の報告を受けている。

また、ビルの空調や冷暖房設備の冷却水を冷やすための設備であるクーリングタワーを設置している場合やスプリンクラーなどの散水を使用している場合などは、下水道に放流していない分を減量認定する必要がある。このような場合は、その設備に設置している複数のメーターの数値も報告を受けている。

これらは、法人から2か月に一度「汚水排除量報告書(又は水量報告書等)」(以下、「報告書」という。)により報告を受け、報告を受けた数値に基づき下水道使用料を算定している。

(2) 専用水道の使用量メーターの設置位置等について

専用水道の使用量メーターは、給水部分に設置している。設置位置等の届出については、和泉市下水道条例施行規程第19条に基づき提出される、排除汚水量認定申告書にメーター設置図面が添付され、適正に市長への届出が行われ

ている。

クーリングタワーやスプリンクラーなどの設備を設置している場合は、減量認定を受けるために、その位置にもメーターを設置している。設置位置等の届出については、和泉市公共下水道排除汚水量の減量認定に関する要綱第5条第1項に基づき、排除汚水量減量認定申告書にメーター設置図面が添付され、適正に市長への届出が行われている。

なお、上記の申告書の提出があった場合には、メーターの設置位置の現地確認を行っている。

(3) 和泉市職員による現地確認について

報告書に報告されている使用量メーターの数値に誤りがないかを確認するため、年に一度、職員2名で各法人のメーターの現地確認を実施している。

令和2年度、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により現地確認を実施していなかったが、令和4年度においては現地確認を再開している。

現地確認においては、実施日のメーターの数値と実施日直近の報告書に記載されている日のメーターの数値（法人が計測したメーターの数値）を比較し、1日あたりの平均使用量を算出。平均使用量から予測値を算出し、報告書に記載されている数値と大きな乖離がないかを確認し、整合性を検証している。

(4) 資料の提出

現地確認を実施していた令和元年度について、2法人（情報公開請求を受け、汚水排除量等を開示した和泉市立総合医療センター及びクーリングタワーや散水設備を設置しているため減量認定を行っている三井不動産㈱）を例に取り、下水道使用料の賦課徴収が適正に行われている旨の説明があった。

なお、根拠として、令和元年度の当該2法人に係る以下の資料の提出があった。

① 提出された「報告書」の写し

- ② ①に基づき、上下水道部お客さまサービス課が作成した起案文書（「公共下水道排除汚水量の認定について」）の写し
- ③ 「使用者データ管理表」（使用水量・下水道使用料等が記載された資料）の写し
- ④ 現地確認を実施した際の資料（現地で撮影した給水量メーターの写真等）の写し

また、①から③の資料については、令和3年度の7法人に係るもの、④の資料については、令和元年度の他の5法人に係るもの及び令和4年度の7法人に係るものの提出があった。

第3 確認した事実

監査対象事項について、次の事実を確認した。

1 下水道使用料の算定方法等の根拠となる条例等の概要について

下水道使用料の算定方法等に関して必要な事項については、和泉市下水道条例、和泉市下水道条例施行規程、和泉市公共下水道排除汚水量の認定に関する要綱及び和泉市公共下水道排除汚水量の減量認定に関する要綱に定められている。

これらのうち、本件の監査に係る条例等の概要は以下のとおりである。

(1) 下水道使用料について（和泉市下水道条例第19条第1項）

下水道使用料は使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という）に応じて算定する。

(2) 排除汚水量について（和泉市下水道条例第19条第3項）

使用者の排除汚水量の算定は、次のように行う。

イ 水道水を使用した場合は、水道の使用量とする。

ロ 水道水以外の水を使用した場合はその使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

ハ 使用する水の量が排除汚水量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使

用月、その使用月の排除汚水量及びその算出の根拠を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合、市長は、その申告書の記載事項を勘案して、その使用者の排除汚水量を認定する。

したがって、専用水道を設置して、水道水と水道水以外の水を使用している場合の排除汚水量は、イにロ又はハを加えたものとなる。

(3) 排除汚水量の申告と認定について

(和泉市下水道条例施行規程第19条、和泉市公共下水道排除汚水量の認定に関する要綱第2条、第3条、第4条)

地下水又は水道水以外の水を使用した場合の排除汚水量は、使用者が設置したメーターがある場合、それを計量した使用水量とする。

使用者が汚水を排除しようとするときは、使用状況を明らかにするため、あらかじめ排除汚水量認定申告書(同一の内容による2回目以降の認定は、水量報告書等に代えることができる)を市長に提出しなければならない。市長がこの申告により排除汚水量を認定したときは、排除汚水量認定通知書により通知しなければならない。

(4) 排除汚水量の減量認定について

(和泉市公共下水道排除汚水量の減量認定に関する要綱第2条)

(2)のハに基づく、使用水量が排除汚水量と著しく異なる場合の認定(減量認定)は、下水道の使用の態様が事業活動による使用水量で、次のいずれかに該当する場合に行う。

イ クーリングタワー等に使用した水が蒸発する場合

ロ 樹木、芝生等の散水用に使用する場合

ハ その他市長が認めた場合

ただし、減量認定を行う場合は、使用水量が月量300 m^3 以上であり、減量認定として控除する使用水量の月量が使用水量の20%以上又は200 m^3 以上でなければならない。

また、減量認定を受けようとする使用者は、原則として、公共下水道に排除されない使用水量を測定できるメーターを設置する。

(5) 減量認定の申請と決定

(和泉市公共下水道排除汚水量の減量認定に関する要綱第5条、第6条)

減量認定は、使用者が設置したメーターの指示数による使用水量をもって認定する。

使用者は、排除汚水量減量認定申告書(同一の内容による2回目以降の申請は水量報告書等に代えることができる。)を市長に提出しなければならず、市長はその内容の審査及び調査を行い、減量認定の適用の可否等を決定する。

決定の内容は、排除汚水量減量認定通知書により使用者に通知する。

2 関係書類の確認及び精査

提出された資料の内容を精査するほか、上下水道部お客さまサービス課に保管されている資料等について、以下のとおり確認及び精査した。

(1) 専用水道の使用量メーターの設置位置について

7法人から、専用水道を設置した際に、和泉市下水道条例施行規程第19条に基づき、排除汚水量認定申告書が提出されていることを確認した。

また、クーリングタワー等にメーターを設置している3法人から、和泉市公共下水道排除汚水量の減量認定に関する要綱第5条第1項に基づき、排除汚水量減量認定申告書が提出されていることを確認した。

それぞれの申告書にはメーター設置図面が添付され市長に適正に届出が行われていることを確認した。

また、和泉市立総合医療センター及びイオン和泉府中店については、現地確認を実施し、設置図面と実際のメーター設置場所に差異が無いことを確認した。

(2) 排除汚水量の報告等について

平成29年度から令和3年度において、以下(イからハ)の条例等に基づき、

7 法人から報告書が2か月に一度提出されていることを確認した。

イ 和泉市下水道条例第19条第3項第2号及び第3号

ロ 和泉市下水道条例施行規程第18条第3号及び第19条

ハ 和泉市公共下水道排除汚水量の認定に関する要綱第3条

(3) 下水道使用料の賦課徴収について

7 法人の下水道使用料は、市の水道使用量に報告された専用水道の使用量を加算した数値をもとに算定している。また、和泉市公共下水道排除汚水量の減量認定に関する要綱第6条に基づき減量認定された使用水量がある場合は、報告されたその数量を控除している。

具体的には、7 法人から報告された専用水道の使用量及び控除水量の数値をもとに上下水道部お客さまサービス課が下水道使用量を認定。その後、利用者データ管理表（これには、使用水量・下水道使用料等が記載されている）を作成の上、告知書等を発送して下水道使用料の賦課徴収を行っている。

このため、平成29年度から令和3年度の7 法人から提出された報告書に記載された数値と上下水道部お客さまサービス課が作成している利用者データ管理表に記載された数値をすべて照合した。その結果、7 法人からの報告のとおり、和泉市下水道条例第19条第1項に基づき使用料を算定し、賦課徴収が執行されていることを確認した。

しかしながら、今回の監査において、4 法人について徴収の過不足額（4 法人合計で83,762 円の過大徴収）があることを把握した。

誤りの内容、徴収の過不足額の詳細については、以下のとおりである。

① 阪和いずみ病院

平成30年度から令和3年度において、本来、専用水道使用量に市の検針員が検針した市の水道使用量を加算して下水道使用料を算定すべきところ、法人からの報告書に記載された市の水道使用量の数値を加算し、下水道使用料を算定していた。

このため、(表1)のとおり、下水道使用料の徴収額に誤りがあった。追徴額と還付額を相殺し、合計10,332円の還付が必要である。

(表1)

(単位：円)

法人名	年度	金額
阪和いずみ病院	令和3年度	101
	令和2年度	△2,865
	令和元年度	19,307
	平成30年度	△26,875
	合計	△10,332

② イオン和泉府中店

平成29年度から令和3年度において、報告書に、本来、減量しなければならない散水量(散水メーターの数値)が誤って排水扱いと記載されていたため、散水量を使用量から控除せず、下水道使用料を徴収していた。散水量を控除した結果、(表2)のとおり合計23,529円の還付が必要である。

(表2)

(単位：円)

法人名	年度	金額
イオン和泉府中店	令和3年度	△1,227
	令和2年度	△15,957
	令和元年度	△1,808
	平成30年度	△2,411
	平成29年度	△2,126
	合計	△23,529

③ 弥生の里温泉

平成29年度において、前月のメーター数値が誤って報告されていた。このため排除汚水量が実際より多く認定されており、正しい数値で算定した結果、(表3)のとおり合計4,550円の還付が必要である。

(表3)

(単位：円)

法人名	年度	金額
弥生の里温泉	平成29年度	△4,550
	合計	△4,550

④ エコールいずみ

平成29年度から令和3年度において、本来、専用水道使用量に市の検針員が検針した市の水道使用量を加算して下水道使用料を算定すべきところ、法人からの報告書に記載された市の水道使用量の数値を加算し、下水道使用料を算定していた。

このため、下水道使用料の徴収額に誤りがあった。

また、令和3年度において、控除使用水量に誤りがあった。和泉市公共下水道排除汚水量の減量認定に関する要綱第2条第2項による減量認定を行う場合、減量認定として控除する使用水量の月量の20%以上又は200m³以上でなければ減量できないとされているにも関わらず、200m³に満たない54m³を報告どおり控除し下水道使用料を徴収していた。54m³分を控除しない場合、7,671円の追徴が必要である。

追徴額と還付額を相殺し、(表4)のとおり合計45,351円の還付が必要である。

(表 4)

(単位：円)

法人名	年度	金額
エコールいずみ	令和 3 年度	40,506 (7,671追徴分含む)
	令和 2 年度	△ 216,672
	令和元年度	183,281
	平成 3 0 年度	△ 20,052
	平成 2 9 年度	△ 32,414
	合計	△ 45,351

(4) 現地確認の実施状況について

令和元年度までは、年に一度、7法人から提出される報告書に誤りがないかを上下水道部お客さまサービス課の職員2名で現地確認を実施していることを確認した。現地確認日において、7法人が設置しているメーターの数値も写真撮影されていた。

また、現地確認日のメーターの数値と確認日直近の報告書に記載されている日のメーターの数値（法人が計測したメーターの数値）を比較し、1日あたりの平均使用量を算出。平均使用量から予測値を算出し、報告書に記載されている数値と大きな乖離がないかを確認し、整合性を検証していることを確認した。

整合性を検証した結果、予測値と報告書に記載されている数値に大きな乖離がないことを確認した。

加えて、令和2年度、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により現地確認を実施していなかったが、令和4年度においては現地確認を再開している。

令和4年度の確認日のメーターの数値と前回確認実施日のメーターの数値とを比較し、1日当たりの平均使用量を算出。同様の検証作業を行っているが、数値に大きな乖離は認められなかった。

第4 判断

請求人が主張する未収損害金は、情報公開請求により唯一開示された令和3年度における和泉市立総合医療センターの汚水排除量等状況表の数値を基に推計したものである。

すなわち、和泉市立総合医療センターの稼働率（令和3年度の専用水道の汚水排除量の合計数値を年間の推定施設能力で除した数値）と他の6法人の専用水道の稼働率が同じと仮定し、令和3年度における7法人の合計汚水排除量を算定。その数値と開示されている汚水排除量等状況表に記載されている7法人の合計汚水排除量とを比較し、その差額に対する下水道使用料が徴収されていないとするものである。

この請求に対し、監査を実施し、請求年度における下水道使用料の賦課徴収の根拠について関係書類を精査した結果は、「第3 確認した事実」に記載したとおりであり、7法人からの報告に基づいて排除汚水量を認定し、おおむね適正に賦課徴収が行われているものと判断した。

また、7法人からの報告された数値を確認・検証するために現地確認も行われていた。現地確認は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度、令和3年度においては行われていなかったが、令和4年度には再開されていた。そして、令和4年度の現地確認の際に確認したメーターの数値と令和元年度の現地確認の際に確認したメーターの数値とを比較し、その間に申告された排除汚水量との整合性の検証も行われていた。これらのことから、7法人からの報告にも大きな問題はないと判断した。

上記のとおり監査した結果、請求人が主張する7法人における下水道使用料

について、年間約1億円の未収損害金がある事実は認められなかった。

よって、本件請求を棄却する。

第5 意見

専用水道の料金の賦課徴収については、各法人から報告を受けた報告書に基づき実施している。

上下水道部お客さまサービス課では、報告書に記載された数値と法人設置のメーターの数値に大きな乖離がないかを確認するため、定期的に現地確認を行っているが、法人が計測日に撮影した写真を報告書に添付するよう求めるなど、正確に数値を確認する方法を検討する必要があるものと思料する。

また、4法人に係る還付については、早急に事務処理されるとともに、下水道使用料の賦課徴収誤りが生じないよう再発防止策を講ずることを要望する。

汚水排除量等状況表

2022年12月22日

事業者名		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
府中病院	①専用水道の汚水排除量(m ³)					
	②水道使用量(m ³)					
	③水道料金(円)					
	④下水道使用量(m ³) (①含む)					
	⑤下水道使用料(円) (①の使用料含む)					
イオン和泉府中店	①専用水道の汚水排除量(m ³)					
	②水道使用量(m ³)					
	③水道料金(円)					
	④下水道使用量(m ³) (①含む)					
	⑤下水道使用料(円) (①の使用料含む)					
エコー和泉	①専用水道の汚水排除量(m ³)					
	②水道使用量(m ³)					
	③水道料金(円)					
	④下水道使用量(m ³) (①含む)					
	⑤下水道使用料(円) (①の使用料含む)					
弥生の里温泉	①専用水道の汚水排除量(m ³)					
	②水道使用量(m ³)					
	③水道料金(円)					
	④下水道使用量(m ³) (①含む)					
	⑤下水道使用料(円) (①の使用料含む)					
三井不動産(株)	①専用水道の汚水排除量(m ³)					
	②水道使用量(m ³)					
	③水道料金(円)					
	④下水道使用量(m ³) (①含む)					
	⑤下水道使用料(円) (①の使用料含む)					
和泉市立総合医療センター	①専用水道の汚水排除量(m ³)	35,288	34,809	34,383	30,294	
	②水道使用量(m ³)	19,169	16,876	15,847	14,398	
	③水道料金(円)	6,535,552	5,646,156	5,294,850	4,757,562	
	④下水道使用量(m ³) (①含む)	54,457	51,685	50,230	44,692	
	⑤下水道使用料(円) (①の使用料含む)	16,132,180	15,281,451	14,652,444	12,810,931	
阪和いずみ病院	①専用水道の汚水排除量(m ³)					
	②水道使用量(m ³)					
	③水道料金(円)					
	④下水道使用量(m ³) (①含む)					
	⑤下水道使用料(円) (①の使用料含む)					
合計	①専用水道の汚水排除量(m ³)	276,453	257,146	296,027	241,205	216,056
	②水道使用量(m ³)	54,610	70,740	75,605	77,347	51,619
	③水道料金(円)	19,545,396	23,990,779	26,265,201	26,704,371	18,166,450
	④下水道使用量(m ³) (①含む)	331,063	327,886	371,632	318,552	267,675
	⑤下水道使用料(円) (①の使用料含む)	97,861,163	96,987,165	109,240,781	91,475,704	68,926,252

令和4年5月27日に一部開示した「汚水排除量等状況表」について数字の誤りがあったことから上記内容へと修正するものです。

誤りの具体的な内容については、各事業所ごとの④欄には通常エクセルの関数④=①+②としているところを一つの事業所で④=②としていたことから(黒塗りでみえない)合計欄の④の数値が本来の数値より少なくなっていたところです。(下記参照)

※令和3年度(誤)313,443 ⇒ (正)331,063 (差額)17,620 令和2年度(誤)310,003 ⇒ (正)327,886 (差額)17,883

令和元年度(誤)356,494 ⇒ (正)371,632 (差額)15,138 平成30年度(誤)295,551 ⇒ (正)318,552 (差額)23,001

平成29年度(誤)238,361 ⇒ (正)267,675 (差額)29,314